

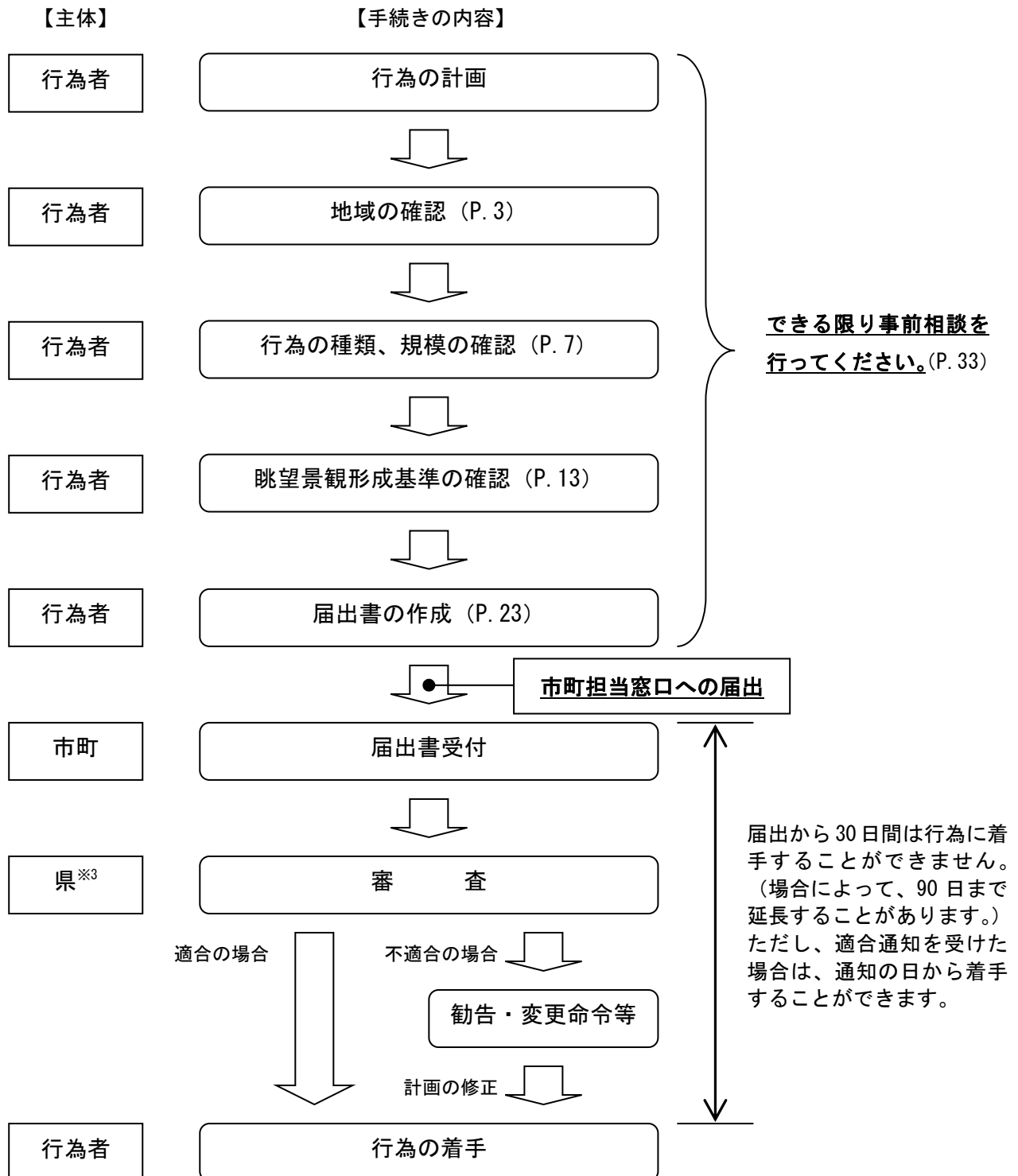
# 眺望届出手続きの流れについて

標記については下記のとおり窓口への届出または電子メールでの届出を受け付けております。

石川県眺望計画の区域内では、地域に応じて、一定規模を超える行為をしようとする場合は、あらかじめ届出が必要です。

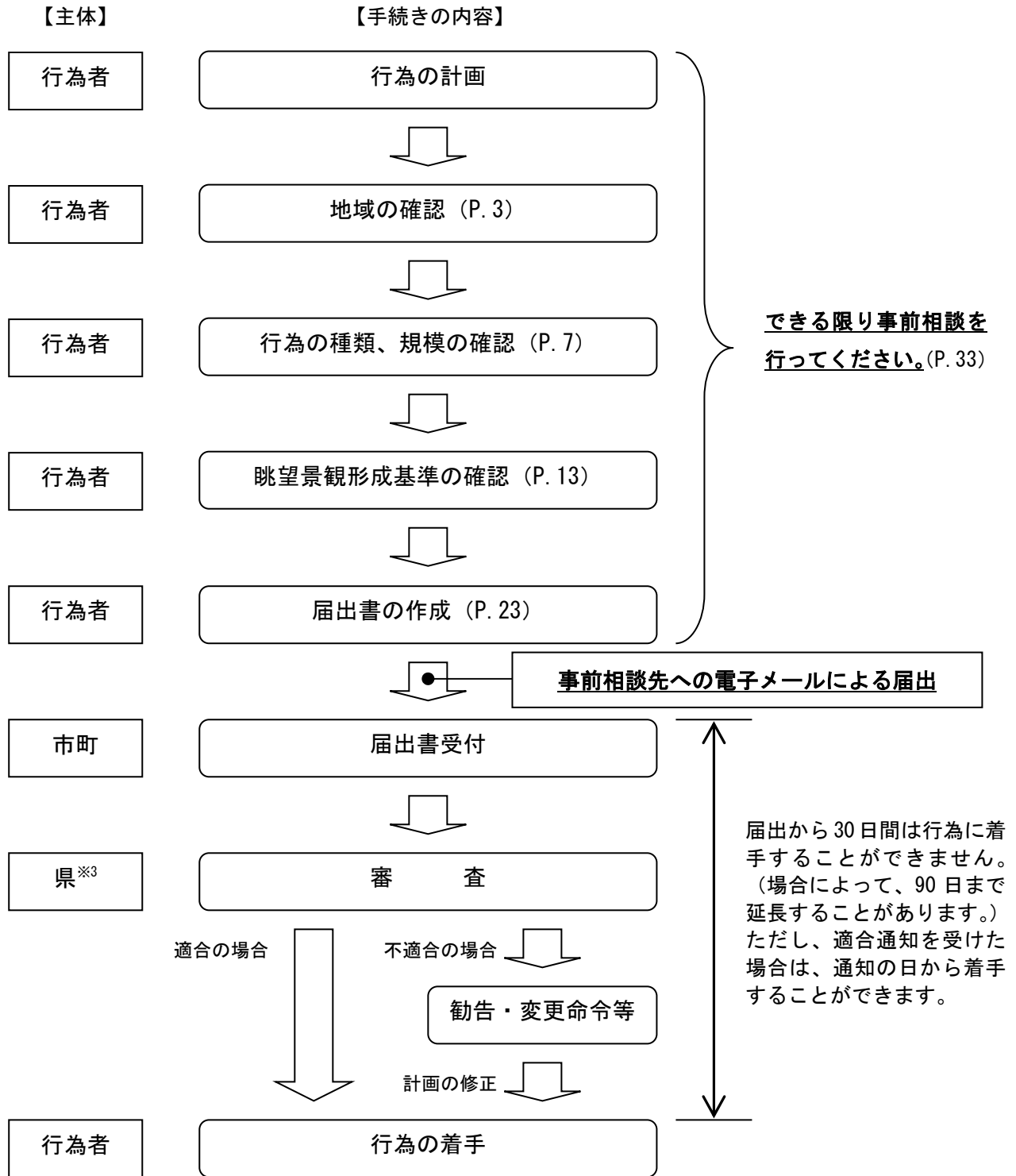
石川県の区域内では、石川県景観計画の手続きが別途必要な場合があります。

## 1) 届出の流れ（従来どおり 窓口への届出）



※表記のページ数は「石川県眺望計画手続きの手引き」の該当ページです

2) 届出の流れ (電子メールによる届出)



※電子メールによる届出先は事前相談の際に下記事前相談先までお問い合わせください

※表記のページ数は「石川県眺望計画手続きの手引き」の該当ページです

## お問い合わせ・事前相談先

届出等に関するお問い合わせ、事前相談は下記にお願いします。

### ■個別の計画に関するお問い合わせ、事前相談

担当課	所在地	電話番号	所管区域
南加賀土木総合事務所建築課	〒923-0811 小松市白江町り 61-1	0761 21-3333	小松市、加賀市
中能登土木総合事務所建築課	〒926-8586 七尾市本府中町ソ 27 番 9	0767 52-7604	七尾市
奥能登土木総合事務所（分室）建築課	〒929-2393 輪島市三井町洲衛 10 部 11 番 1	0768 26-2353	穴水町

### ■その他制度全般に関するお問い合わせ、事前相談

担当課	所在地	電話番号	所管区域
景観形成推進室	〒920-8580 金沢市鞍月 1 丁目 1 番地	076 225-1759	県全域